

史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務
- (2) 業務内容 史跡坂本城跡の今後の保存と活用の方針となる保存活用計画策定の支援
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年12月17日まで

3 予算額

委託料の上限額は5,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※ 上記委託料は、令和8年度予算額と、令和9年度の債務負担行為の額の合計額である。

※ 各年度の支払額の上限は、下記のとおりである。

令和8年度：2,200,000円

令和9年度：3,300,000円

4 実施形式

公募型プロポーザル

5 スケジュール

令和8年4月10日（金）	公募開始
令和8年4月17日（金）	質疑受付締切
令和8年4月23日（木）	質疑に対する回答（ホームページ）予定
令和8年5月8日（金）	参加申込等の提出締切
令和8年5月14日（木）以降	参加資格審査結果通知
令和8年5月20日（水）	企画提案書等の提出締切
令和8年5月28日（木）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (7)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 地方公共団体との間で、本件と同種の業務（文化財地域計画、史跡等整備計画等の策定支援業務を含む。）に係る委託契約を直接に締結し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式4）により、電子メールにて提出すること。

※ メール件名を「史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務質問（商号又は名称）」とすること。

※ 電子メール送信後、送信した旨を必ず電話にて連絡すること。

※ 電話やFAX、郵送による質問は受け付けない。

(2) 期限 令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 「16 問合せ先」に記載のある担当窓口

(4) 回答方法 大津市ホームページにて掲載予定。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、企画提案書作成要領及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(イ)に掲げる書類は、原本1部及び副本9部を提出すること。

※ 副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記

載しないこと。

(7) 参加申込に係る提出書類

- a 参加申込書（様式1）
- b 実績調書（様式2）

※ 実績調書には主な実績を10件以内で記載すること。

(イ) 企画提案に係る提出書類

- a 企画提案書
- b 見積書

※ 任意様式。見積額は消費税及び地方消費税額を除くこと。

(ウ) 誓約書（様式3）

(エ) 会社概要（任意様式）

(オ) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

- a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
- b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出先

「16 問合せ先」に記載のある担当窓口

(3) 提出期間及び時間

(7) 参加申込に係る提出書類

- a 持参による提出の場合 令和8年5月8日（金）午後5時まで
- b 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和8年5月8日（金）までに必着とし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(イ) 企画提案に係る提出書類

- a 持参による提出の場合 令和8年5月20日（水）午後5時まで
- b 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和8年5月20日（水）までに必着とし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送による提出の場合 郵便書留とし、大津市市民部文化財保護課までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

9 企画提案書作成方法

企画提案書記載事項

様式は問わないが、「史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務企画提案書作成要領」（別紙2）に従い作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

- (1) 審査方法 プレゼンテーション審査により行う。
- (2) 審査日 令和8年5月28日(木)
- (3) 審査順 参加申込に係る提出書類を提出された順(受付順)に審査する。
- (4) 審査員 市職員5名とする。
- (5) 提案時間 20分間
- (6) 質疑応答 10分間
- (7) 参加人数 3名以内
- (8) 説明者 本業務を主に担当する者が提案説明を行うこと。
- (9) 会場等 詳細な時間、会場等は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。
- (10) 審査基準 下記の表を基本に審査を実施する。

No	評価項目	項目	評価の視点
1	組織	業務実績	類似の業務実績を豊富に有しているか
2	提案内容	業務実施スケジュール	実施スケジュールは適切であるか
3		実施体制	本業務の遂行に十分な体制が組み立てられているか
4		担当者の実績	担当者は十分な実績を有しているか
5		上位計画等との関連性	大津市総合計画第3期実行計画を踏まえた提案となっているか
6		提案事項を実施するに当たっての取組方針	業務の理解度はあるか
7		提案内容	独創的かつ実現性のある内容となっているか
8		資料調達力	分かりやすい資料の作成ができているか
9		取組姿勢	取組姿勢、説得力、質問に対する応答力はあるか
10		その他有益な提案	仕様書の内容以外で有益な提案はあるか
11		価格	見積金額

- (11) プロジェクター等を利用した電子データによる提案説明は認めない。

1 1 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年5月29日（金）

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

1 3 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場

合は、速やかに書面（様式は任意）により、大津市市民部文化財保護課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市市民部文化財保護課（担当：岡田・鍵本）

TEL 077-528-2638

FAX 077-522-7630

E-mail otsu2406@city.otsu.lg.jp